

職の候補者・推せん届出者その他選挙運動に従事する者がぎり使用し得るものである。

この乗車券は衆議院議員、参議院(地方区選出)議員、および都道府県知事に対しては、立候補選挙区所属の同一都道府県内に通用する特殊乗車券を、また参議院(全国区選出)議員に対しては、立候補者の希望する都道府県内に通用する特殊乗車券ならびに国鉄全線に通用する普通乗車券および特殊乗車券をいずれも所定の枚数を限り発行する。

この場合特殊乗車券は3等補充定期乗車券を使用し、普通乗車券は3等補充片道乗車券を使用する。なおこの乗車券の運賃は特定額で、衆議院および参議院選挙関係は全国選挙管理委員会において、また都道府県知事関係は、当該都道府県において負担する後払扱になっている。

(4) 出場券

旅客運賃料金を精算する専用の窓口の設備ある駅において、旅客の乗越・無札その他の事由により運賃料金の精算等の取扱をした場合、旅客に対し別に領収証を交付しないときに、精算済の証および出場用として旅客に交付するものである。本券は旅客が出場の際係員に引渡すべきもので、乗降場への入場または乗車することはできない。なおこの制度は、鉄道管理局で定めているものである。

(5) 発駅着席券

列車始発駅から乗車する旅客の座席確保をはかるため、旅客が当該列車に有効の乗車券・急行券を所持する場合、または急行券と同時に購入する場合にかぎり発売するもので、料金は2等100円、3等50円である。この制度は、昭和24・5から施行されたもので、本券の発売列車・発売等級・発売日時・発売枚数および取扱方等は、鉄道管理局で定めることになっている。

本券は指定された列車および車室にかぎり有効とし、発駅で旅客が列車出発5分前までに乗車した場合にかぎり着席を保証し、その後は保証されない。本券の様式(形状)は一般乗車券と同じで、乗車駅・列車番号・月日・時刻・車室・料金等が表示しており、旅客の入場の際入差し、乗車後係員がこれを回収する。

3 私鉄の乗車券類

国鉄とだいたい同じであるが、その経営者数は170数社の多きにおよんでおり、また乗車形態や運賃制度も相当異なっている。乗車券類の種類・取扱方等もかなり趣きを異にしている。

(1) 一般の事項

地方鉄道・軌道で使用する乗車券類の印刷は、その直営工場で作成するものと指定の乗車券印刷所で製作するものとがあつて、その着色や紙質は国鉄のものと大同小異である。乗車券の記載事項は、地方鉄道においては法定事項となっているが、様式については別段規定がないのでどんな様式によるものを用いてもよいわけであるが、取扱の統一化をはかるため、他の鉄道・軌道と連絡運輸を行うものにあつては、ほとんど国鉄所定の様式による乗車券を使用することとしている。ただ乗車券の字模様については、各鉄道・軌道の記号などによって特長を表わすとともに、偽造・改変等を防止するため各社ほとんど異なったものとしている。

(2) 乗車券の種類

地方鉄道・軌道の乗車券を乗車形態または乗車回数によって分類すれば、国鉄のそれと同様に類別することができるが、発着区間・運賃等の印刷の有無による分類(常備乗車券・補充乗車券および指定乗車券)については各鉄道・軌道とも同一ではな

い。すなわち均一運賃制度を採用している鉄道・軌道では団体(貸切)乗車券を除いてはすべて常備乗車券を使用しており、また指定乗車券は、対キロ制または区間制運賃制度を採用している比較的営業キロ程の長い鉄道・軌道のみで使用されている。

乗車等級は地方鉄道・軌道では無等級(国鉄の3等車に相当する等級)がほとんど全部を占めており、わずかに国鉄の2等車を地方鉄道に乗入運輸を行う場合に、2等乗車券を発売するにすぎない。したがってこのような異例的な取扱をするもの数社を除いては、乗車等級の区分による乗車券の種類はないわけである。

つぎに旅客の年齢・身分による乗車券の種類であるが、軌道線であつて均一制運賃制度をとっているもの、および主として市街地内の運輸を目的とするものにあつては、軌道運輸規程第6条第3項但し書の規定により、必ずしも小児運賃を設けなくてもよいことになっているので、このような軌道にあつては大人・小児等の区別なく単一の乗車券で足りる。しかしその他の地方鉄道・軌道にあつては大部分国鉄に準じ年齢・身分の区分にもつづき乗車券を使用している。なお記名式と無記名式との区分および個人乗車券と団体(貸切)乗車券との区分については、国鉄の種類とまったく同じである。

(3) その他の乗車券類

地方鉄道・軌道において急行券の制度を設けているのは、全国を通じて5社にすぎない。この急行券は所定の急行料金を収受して、指定の急行列車に乗車する旅客に対して発行するもので、座席を確保している。このほかに地方鉄道の一部には座席指定券を設け、特定の列車に乗車する旅客の座席を確保する制度をとっているところもある。これは国鉄の発駅着席券と類似の性質をもっているものである。また地方鉄道・軌道においては特別2等車券・寝台券・入浴券・車内乗換券の制度はないが、均一制運賃制度以外の運賃制度をとっている鉄道・軌道の一部では、国鉄に準じた車内補充券・特殊補充券・入場券・出場券の制度を採用している。

(4) 特殊乗車券

特殊乗車券のうち国鉄と同趣旨で設けられ、しかも同様の取扱をするものとしては、周遊割引乗車券と選挙立候補者特殊乗車券とがあるが、下記のものは地方鉄道・軌道に特有の特殊の乗車券である。

ア 早朝旅客割引乗車券

均一制運賃制度を採用している鉄道・軌道線の1部に設けているもので、始発列車から6時半または7時までに発車する列車に乗車した普通旅客に対し、一定の割引運賃をもって運送する場合に発売する乗車券である。

イ 日雇労働者旅客割引乗車券

これも均一制運賃制度を採用している軌道線の一部に設けているもので、職業安定所の発行する失業保険日雇労働保険手帳を所持する旅客にかぎり、一定の割引運賃をもって運送する場合に発売する乗車券である。

ウ 臨時割引乗車券

地方鉄道・軌道において臨時に旅客運賃を割引する場合には、運賃割引規程(昭和10・5・23鉄道省令第1号)によって、同一区間につき年間90日にかぎり5割以内の運賃割引を行うことができるので、この運賃割引規程の適用による乗車券を臨時割引乗車券という。これは国鉄の季節割引特殊乗車券に比することのできるものである。

エ 共通乗車券

地方鉄道・軌道においては、同一の経営者が異種の交通機関